

## 学校体育施設の使用に関する注意事項について

### 1 管理責任者（各団体の代表者）の責務について

各団体の責任者は、以下の内容について必ず遵守されるよう、使用者全員にご周知ください。遵守されない場合には、登録取消となる場合があります。

- ① 借用申請時に許可されたスポーツ以外に使用する備品・物品の使用は出来ません。（例：バスケットボールで申請→ボルダリング設備は使用不可）  
※ボルダリング設備を使用する場合には、講習会の受講が必要となります。講習会を受講されていない団体の方は、ボルダリング設備を使用することは出来ません。使用を希望される場合には、事前にスポーツ振興課までご相談ください。
- ② 使用時間は、準備、清掃、片付け、照明の消灯、窓や出入口の施錠等を含み、予約時間内を厳守してください。
- ③ 使用した備品・物品等は元の場所に返却し、借用施設の清掃を行ってください。また、校庭を使用した場合は整地してください。
- ④ 備品・物品等を借用した場合は元の場所に返却し、借用施設の清掃・消毒を行ってください。また、校庭を使用した場合は整地してください。  
※消毒実施箇所 1) 出入口等のドアノブ、窓の鍵、トイレ、水道蛇口等手に触れたもの  
2) 活動の際に使用した用具（学校備え付けのもの）  
3) その他学校開放施設を利用するにあたり使用したもの
- ⑤ ゴミのお持ち帰りを徹底してください。
- ⑥ 照明の消灯、窓・出入口の施錠、閉門については、必ず2名以上で再確認するなど確実に行ってください。
- ⑦ 鍵を借用した場合には、確実に返却してください。
- ⑧ 備品・物品・施設を破損・亡失した場合は、速やかにスポーツ振興課へ連絡してください。（※使用者の弁償となる場合があります。）
- ⑨ 学校敷地内は全面禁煙です。
- ⑩ 車等は所定の場所に駐車し、校庭への乗り入れはしないでください。
- ⑪ 使用中のけが等は使用者の責任となりますので、万が一の事故に備えて、『スポーツ安全保険』等に参加してください。

## 2 学校体育施設の予約方法について

学校体育施設の予約をされる場合には、以下のとおり毎月開催する学校体育施設調整会議において、申請書・使用料を添えて申請されるようお願い致します。(予約については、1ヶ月単位となります。毎月の20日に予約できる期間は翌月分のみとなります。)

- 調整会議 毎月20日 午後6時30分(時間を厳守してください。  
※20日が土日祝の場合は、翌営業日(平日))
- 会議会場 壬生町総合運動場 管理棟 2階会議室

## 3 学校体育施設の使用時間及び使用施設について

使用時間は、午前5時～午後9時までの学校教育活動や施設管理上に支障のない時間帯となります。

また、使用できる施設は、町内小中学校体育館及び校庭となります。

## 4 学校体育施設使用団体登録及び使用料減免申請について

(毎年2月に申請文書を各団体へ発送致しますので、団体登録される場合には3月までに、スポーツ振興課へご提出ください)

学校体育施設の使用許可が受けられる団体は、壬生町に在住又は、勤務する10人以上で構成され、あらかじめ教育委員会が定める学校体育施設使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出した団体となります。

また、減免を受けようとする団体は、学校体育施設使用料減免申請書(様式第4号)をご提出ください。

(減免申請については、指導者引率のもと、町内の児童・生徒が主体により学校施設を使用している団体で、指導者等へ謝礼金としての支出が無い場合のみ対象となります。)

## 5 その他

ご不明な点等がある場合には、以下までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先◇

壬生町教育委員会事務局スポーツ振興課 振興係

電話 82-2345 FAX 82-2706

メールアドレス sports@town.mibu.tochigi.jp